

○国土交通省告示第六百四十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年五月二十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第2 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道375号改築工事（東広島・呉自動車道）（広島県東広島市高屋町溝口地内及び同市西条町下三永地内から同市西条町馬木地内まで）

2 西日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線改築工事（東広島ジャンクション（仮称）新設工事）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 第2の1の事業

(1) 収用の部分 広島県東広島市高屋町溝口並びに西条町下三永字午王曾原、字若山及び字槇峠並びに福本、字千束、字上城、字サダン、字南上組、字南中組、字南下組、字大谷及び字サルコブ和田平並びに森近字城平山、字茶臼山、字徳市谷、字下石風呂山、字石風呂、字下溝、字硯屋塚、字高迫及び字寺迫並びに馬木地内

(2) 使用の部分 広島県東広島市高屋町溝口並びに西条町下三永字午王曾原及び馬木地内

2 第2の2の事業

(1) 収用の部分 広島県東広島市高屋町溝口地内

(2) 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

第2の1の事業は、広島県東広島市高屋町溝口地内の高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）との接続点である東広島ジャンクション（仮称）から呉市阿賀中央五丁目地内に設置する阿賀インターチェンジ（仮称）までの延長32.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全

体計画区間とする「一般国道375号改築工事（東広島・呉自動車道）」（以下「国事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

国事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

第2の2の事業は、広島県東広島市高屋町溝口地内に施行する「高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線改築工事（東広島ジャンクション（仮称）新設工事）及びこれに伴う附帯工事」（以下「西日本会社事業」という。）である。

西日本会社事業のうち、「高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線改築工事（東広島ジャンクション（仮称）新設工事）」（以下「西日本会社本体工事」という。）は、道路法第3条第1号の高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、西日本会社本体工事に伴い必要となる料金収受施設設置等に係る事業は、法第3条第35号に規定する事業に該当する。

以上のことから、国事業及び西日本会社事業（以下「本件事業」という。）は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、国事業を施行する権能を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

高速自動車国道の改築は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本会社事業について、平成18年3月31日付けで西日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることから、起業者である西日本高速道路株式会社は、西日本会社事業を施行する権能を有すると認められる。

以上のことから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道375号は、広島県呉市を起点として、東広島市、三次市等を経て、島根県大田市に至る延長172.1kmの幹線道路である。

本件区間に対応する一般国道375号（以下「現道」という。）は、呉市と山陽自動車道を結び、工業団地が整備された広島中央テクノポリス地域を通過する幹線道路であり、地域住民の日常生活はもとより、物流においても重要な役割を果たしている路線である。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、市街地中心部の一部区間を除いて2車線の道路であることから、交通渋滞が発生するなど、円滑な交通が阻害されている。

平成11年度道路交通センサスによると、現道の交通量は、呉市広町地内において24,171台／日、東広島市黒瀬町乃美尾地内において18,508台／日、混雑度はそれぞれ2.67、1.36となっている。

本件事業の完成により、呉市と東広島市を結ぶ自動車専用道路が東広島ジャンクション（仮称）を介して山陽自動車道と連結され、高速交通ネットワークを形成し、山陽新幹線東広島駅、重要港湾呉港、広島空港の陸・海・空の交通施設の連携が強化されるほか、現道を利用する通過交通の転換により、現道における交通渋滞の緩和が図られ、円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、物流の効率化も図られることから、沿線地域の産業活性化に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、広島県が平成2年10月に環境影響評価を実施し、また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成17年6月に任意の再評価を実施したところ、騒音について一部環境基準を超える値がみられたが、遮音壁を設置することにより環境基準を満足することの評価を得ていることから、起業者は遮音壁を設置することとしている。また、高架物により生じた日照に起因して、通常的生活に不具合が生じた場合は、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）に基づき適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業により影響を受けるおそれのある動物として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるオオタカ及び文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオが確認されている。オオタカについては営巣地が計画路線から近い地区もあるが、営巣場所の直近はトンネル区間であることなど、繁殖に及ぼす影響は小さいと予測されている。また、起業者は工事着工2年前から供用開始2年後までの期間にモニタリング調査を実施し、必要に応じ、工事車両・作業員の立入り制限等の措置を講ずることとしている。オオサンショウウ

オについては本件事業は河川との交差箇所的大部分は橋梁構造となり、河道を直接改変することがないため影響は小さいと予測されており、また、起業者は工事着工前の適切な時期に現地調査を実施し、必要に応じ、濁水流出の防止等の保全措置を実施することとしている。

また、本件区間内においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、起業者は広島県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通渋滞の緩和等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用道路及び山陽自動車道と連結させるためのジャンクションを建設する事業である。本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年11月19日に決定され、平成17年2月28日に変更決定された都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期にその緩和を図る必要があると認められる。

また、東広島県自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別に

についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 広島県東広島市役所